



申11号

「『グループ会社における副業について』に関する申し入れ」を提出!

JR東労組は、2021年6月1日、「グループ会社における副業について」説明を受け、2021年6月18日、申16号「グループ会社における副業について」に関する解明申し入れを行い、2021年7月8日に団体交渉を行いました。

団体交渉において会社は、「会社を取り巻く環境の変化、厚生労働省が改訂した『副業・兼業の促進に関するガイドライン』により副業を実施する」「直接的に本業に還元されないが、意欲的なチャレンジによる達成感・充足感を通じて、好循環を生み出し、自らの活躍の場を拡げ、社外での多様な業務経験を通じ成長の機会を得る」と回答しました。一方で「多くの場合、安全や健康管理についても、自己管理・自己責任とし、本業に支障を及ぼすおそれがないもの」と回答しています。

職場では、「書面で副業の話がされたが、内容がよく解らない」「解からないことを、聞いても答えてもらえず不安」「自己管理、自己責任では会社として無責任ではないか」など多くの不安な声が挙げられています。

JR東日本会社は、令和3年5月「現業機関における柔軟な働き方の実現について」を提案し、今日時点で議論を積み上げていますが、「当社を取り巻く現状」「社員と当社グループの持続的な成長のために」を踏まえれば、密接な関係性を有しており、安全はもとより働き方についても十分な議論の上で慎重に進めていかなければならない段階だと感じています。

副業含めて、安全は経営のトッププライオリティとして位置づかなければなりません。この間、休養時間や休憩時間を確保してきた経緯や目的があり、副業を可能とするならば、そのことに踏まえた枠組みとすべきです。そして、職務専念義務は本業のみに適用されるものではなく副業先でも同様のことが言えます。

労働者保護法の趣旨に踏まえ、JR東日本会社として、グループ会社と一体となり労働者に公正かつ有利な労働条件や快適な職場環境を提供すること及び労働者を適正に管理することが極めて重要だと考えます。

したがって、組合員の不安解消と労働者保護の観点で団体交渉で議論します。

要求項目

1. 社会的なインフラを担う鉄道事業者として、時間外労働や臨時の勤務を命じることから、本業に支障を及ぼすおそれが生じることを避ける観点で、副業を評価対象としないこと。
2. 社会的なインフラを担う鉄道事業者として、時間外労働や臨時の勤務を命じることから、本業に支障を及ぼさないために副業先での勤務期日・時間を本業の事業場単位で把握すること。
3. 副業する組合員の健康管理の観点から、副業を行う日と時間については、本業の拘束時間内の禁止と勤務間インターバルや在宅休養時間を確保した上で会社として認めること。
4. 社会的なインフラを担う鉄道事業者として、時間外労働や臨時の勤務を命じることから、本業に支障を及ぼさないために副業先も含め、公休日労働が3日とならないよう通算規定とすること。
5. 副業を推奨している観点から、副業することにより長時間労働や不規則な労働となる場合には、必要な健康診断等、健康確保措置を実施すること。
6. 副業する組合員が本業箇所で副業に関する事務的な手続き等を行う場合は勤務時間として取扱うこと。
7. 副業先において、労働災害が発生した場合もJR東日本として責任を持って対応に当たること。
8. 副業許可の取消しを行う場合においては、副業を認めた会社の責任もあることから、本人と話し合いを行い取消の理由と内容を丁寧に説明すること。
9. 副業を認める会社としての責任において、副業する組合員に対して、副業の許可基準や承諾書の内容及び厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の指導・教育をすること。なお、その時間については勤務時間として取扱うこと。

安全・健康の確保を前提に、安心して働ける環境をつくり出そう!